

1 計画書

東三河都市計画地区計画の決定（田原市決定）

都市計画田原赤羽根地区計画を次のように決定する。

	名 称	田原赤羽根地区計画
	位 置	田原市赤羽根町新笹及び天神の各一部
	面 積	約2.6ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地 区 計 画 の 目 標	<p>本地区は、渥美半島の中部、太平洋に面した赤羽根町にあり、田原市役所の南西約9.0km、国道42号の北側に位置し、周辺には小学校・中学校などの教育施設、地区市民館や郵便局等の公共公益的施設の他、商業施設が立地している。</p> <p>本計画は、こうした地区特性に応じた土地利用を定め、土地区画整理事業の事業効果の維持増進を図るとともに、良好な市街地環境の形成を誘導することを目標とする。</p>
	土 地 利 用 の 方 針	<p>各地区の特性に応じた土地利用を図るため、本地区を次の2地区に区分し、それぞれ建築物等の規制・誘導を積極的に推進し、計画的・合理的な土地利用の誘導に努める。</p> <p>1 A地区 低層住宅を中心とした良好な住宅市街地の形成を図る地区とする。</p> <p>2 B地区 一団の大規模敷地として認定こども園等の立地を誘導する。</p>
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	<p>1 A地区 低層住宅を中心とした良好な住宅市街地の形成を図るため、建築敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限を行う。</p> <p>2 B地区 隣接するA地区の居住環境を害することのないよう建築配置の制限を行う。</p>

地区 整備 計画	地区の 細区分	細区分の名称	A地区	B地区		
		細区分の面積	約2.1ha	約0.5ha		
	建築物等 に関する 事項	建築物の敷 地面積の 最低限度	160平方メートル	/		
		建築物の壁面の位置の 制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、専用車庫で軒高2.5メートル以下のもの及び建築面積5平方メートル以下かつ軒高2.5メートル以下の物置、倉庫等においては、この限りでない。</p>			<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、専用車庫で軒高2.5メートル以下のもの及び建築面積5平方メートル以下かつ軒高2.5メートル以下の物置、倉庫等においては、この限りでない。</p>
		垣又は柵の 構造の制限	<p>道路に面する垣又は柵は、生垣あるいはフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀等については、敷地地盤面から高さ50センチメートル以上のものを設置してはならない。</p> <p>ただし、片袖2.4メートルまでの門柱にあつては、この限りでない。</p>			

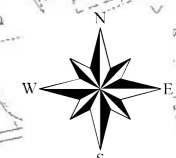
「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

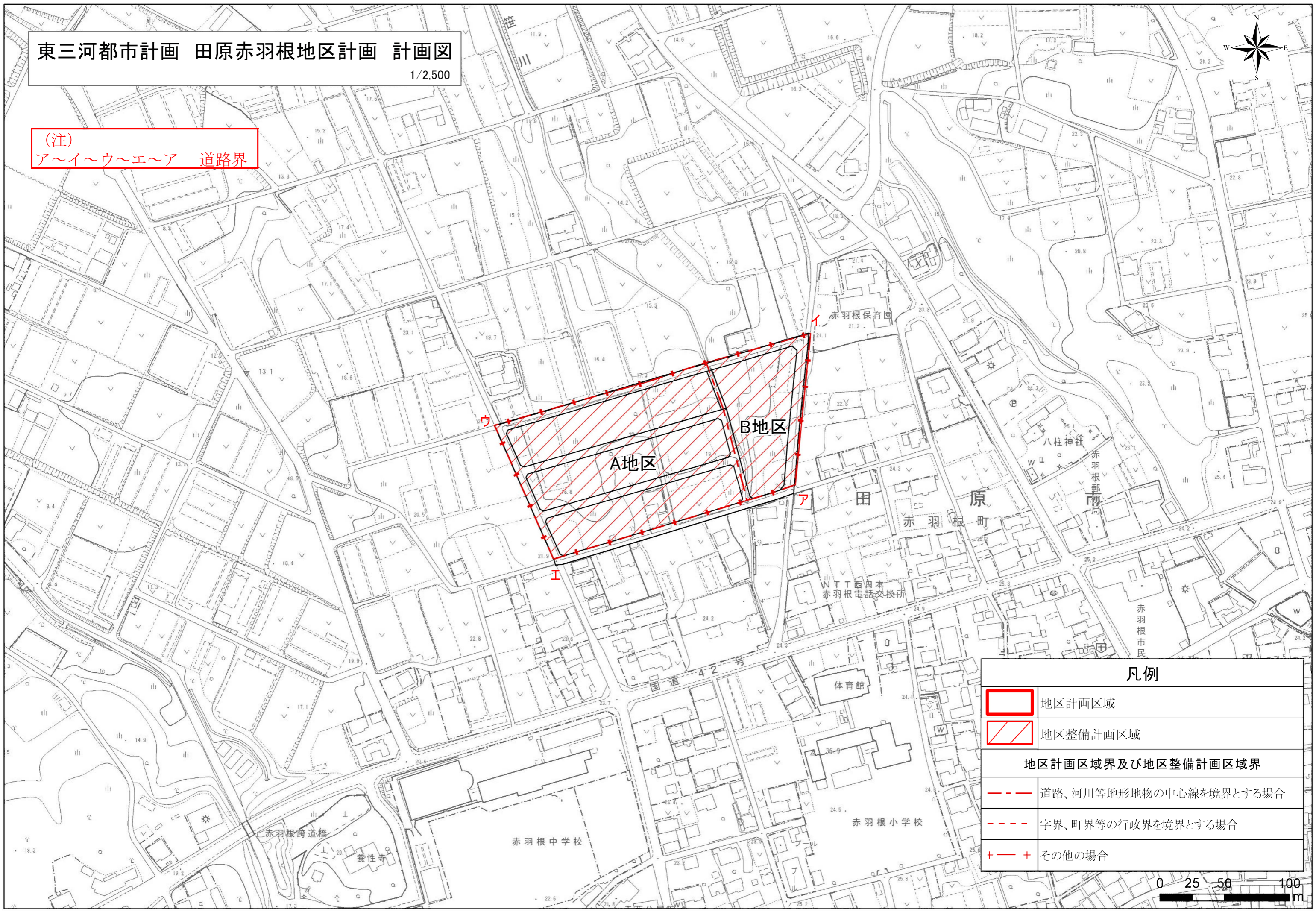
本地区は、土地区画整理事業により良好な住宅地としての条件を備えた市街地が形成されるので、この維持のため、地区計画を定めるものである。

東三河都市計画 田原赤羽根地区計画 計画図

1/2,500



(注)
ア～イ～ウ～エ～ア 道路界



凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
地区計画区域界及び地区整備計画区域界	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

